

龍ヶ崎市告示 第302号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、龍ヶ崎・牛久都市計画用途地域を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和8年9月3日

龍ヶ崎市長 萩原 勇



1. 都市計画の種類

用途地域

2. 都市計画を変更する土地の区域

(1) 川崎町北部地区

ア 第一種中高層住居専用地域

(ア) 削除する部分

龍ヶ崎市 若柴町 字川崎 の一部

3 縦覧場所

龍ヶ崎市役所都市整備部都市計画課

竜ヶ崎・牛久都市計画用途地域の変更（龍ヶ崎市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

（龍ヶ崎市）

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁後退 距離の 限度	建築物の 敷地面積 の最低 限度	建築物の 高さの 限度	その他 及び 備考
第一種 低層住居 専用地域	約 183 ha 約 20 ha 約 162 ha	8/10 以下 10/10 以下 10/10 以下	4/10 以下 5/10 以下 5/10 以下	1m — 1m	— — —	10m 10m 10m	割合
小計	約 365 ha						約 26.6 %
第二種 低層住居 専用地域	約 7.8 ha	10/10 以下	5/10 以下	1m	—	10m	
小計	約 7.8 ha						約 0.6 %
第一種 中高層 住居 専用地域	約 94 ha 約 60 ha 約 80 ha	10/10 以下 15/10 以下 20/10 以下	5/10 以下 6/10 以下 6/10 以下	— — —	— — —	— — —	
小計	約 234 ha						約 17.1 %
第二種 中高層 住居 専用地域	約 2.0 ha 約 0.7 ha 約 155 ha	10/10 以下 15/10 以下 20/10 以下	5/10 以下 6/10 以下 6/10 以下	— — —	— — —	— — —	
小計	約 158 ha						約 11.5 %
第一種 住居地域 小計	約 187 ha 約 187 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 13.6 %
第二種 住居地域 小計	約 161 ha 約 161 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 11.8 %
準住居 地域 小計	約 12 ha 約 12 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 0.9 %
田園住居 地域 小計	— 約 0 ha	—	—	—	—	—	約 0.0 %
近隣商業 地域 小計	約 44 ha 約 28 ha 約 72 ha	20/10 以下 30/10 以下	8/10 以下 8/10 以下	—	—	—	約 5.2 %
商業地域 小計	約 5.2 ha 約 6.0 ha 約 11 ha	30/10 以下 40/10 以下	8/10 以下 8/10 以下	—	—	—	約 0.8 %
準工業 地域 小計	約 38 ha 約 38 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 2.8 %
工業地域 小計	— 約 0 ha	—	—	—	—	—	約 0.0 %
工業専用 地域 小計	約 125 ha 約 125 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 9.1 %
合計	約 1,371 ha						100.0 %

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

※10ha以上の箇所は、各々整数値に修正

【理 由】

県道龍ヶ崎市停車場線の整備に伴い、従来の区域区分界となっていた用排水路（通称「江川」）の付替えにより、河道が市街化区域側へ移動され、河川の外側となった部分を市街化調整区域へ編入する必要がある。

生じたため、本案のとおり用途地域を変更するものである。



